

新規狩猟免許取得助成事業について

市では、鳥獣被害対策の担い手となる狩猟者確保のため、新規狩猟免許の取得に係る経費の一部を予算の範囲内で助成します。

【助成対象者】

市内に住所を有し、令和 8 年度狩猟免許試験で新規に「わな猟免許」又は「第一種銃猟免許」を取得した後、山口県知事の狩猟者登録を受けた人。ただし、狩猟者登録を受けた後、助成金の交付を受けるまでに登録抹消となった人は対象者としません。

【助成内容】

助成の対象となる経費及び助成率は、次のとおりです。

対象経費	助成率
新規狩猟免許試験受験手数料	2 分の 1 以内

【申請窓口】

光市役所 有害鳥獣対策課 有害鳥獣対策係

【申請受付期間】

山口県知事の狩猟者登録を受けた後（令和 8 年 1 0 月頃～令和 9 年 3 月 1 5 日まで）

【申請に必要なもの】

- 1 狩猟免状の写し
- 2 狩猟者登録証の写し
- 3 助成金の振込先を確認できるもの（銀行の通帳等）

【問い合わせ】

光市役所 有害鳥獣対策課 有害鳥獣対策係

TEL 0 8 3 3 - 7 2 - 1 5 1 4

